（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

**第十五条**　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の項を削る。

別表第二指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の項を削る。

別表第四指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の項を削る。

（高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令の一部改正）

**第十六条**　高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）の一部を次のように改正する。

附則第十六条第一号中「（介護保険法第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設を除く。）」を削る。

（地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令の一部改正）

**第十七条**　地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（平成二十三年厚生労働省令第百二十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条のうち健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準第一条を第一条の二とし、同条の前に次の一条を加える改正規定中「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の」を削る。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第十七条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　健康保険法等の一部を改正する法律第二十六条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設については、第十二条の規定による改正前の社会保険労務士法施行規則の規定、第十三条の規定による改正前の地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律施行規則の規定、第十四条の規定による改正前の介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則の規定及び第十五条の規定による改正前の厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の規定は、平成三十年三月三十一日までの間、なおその効力を有する。

## ○厚生労働省令第十一号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

**第一条**　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の十三」を「第三十四条の二十一」に、「第百四十条の六十二」を「第百四十条の六十二の二」に、「第百六十五条の四」を「第百六十五条の六」に改める。

第五条中「第十七条の五」を「第十七条の二及び第十七条の五」に改める。

第九条の二第一項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第十七条の二（見出しを含む。）中「第八条第十五項」を「第八条第十六項」に改め、同条を第十七条の二の四とし、第十七条の次に次の三条を加える。

（法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）

**第十七条の二**　法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

（法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者）

**第十七条の二の二**　法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

（法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準）

**第十七条の二の三**　法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

第十七条の三（見出しを含む。）中「第八条第十六項」を「第八条第十七項」に改める。

第十七条の四（見出しを含む。）及び第十七条の五（見出しを含む。）中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改める。

第十七条の六から第十七条の八までの規定（見出しを含む。）中「第八条第十九項」を「第八条第二十条」に改める。

第十七条の九（見出しを含む。）中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十八条（見出しを含む。）中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第十九条（見出しを含む。）中「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改める。

第二十条（見出しを含む。）中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第三十四条の三中「事務所」を「同条第一項に規定する市町村事務受託事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）」に改める。

第三十四条の四第一項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第三号中「受託事務」を「市町村事務（令第十一条の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。）」に改め、同項第四号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第六号及び第七号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第九号中「受託事務（令第十一条の二第二項に規定する受託事務をいう。以下同じ。）」を「市町村事務」に改め、同項第十号及び第十一号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第十二号中「書面」の下に「（次条において「誓約書」という。）」を加える。